

2020年6月1日

各 位

会 社 名：ウインテスト株式会社
(コード：6721 東証二部)
代表者名：代表取締役社長 姜 輝
問合せ先：専務取締役 樋口 真康
(TEL：045-317-7888)

株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主から2020年3月27日に受領した臨時株主総会の招集請求に関する書面（以下「本書面」といいます。）の内容につきまして、本日2020年6月1日、社債、株式等の振替に関する法律154条2項・3項に基づく個別株主通知の受領・確認が完了いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1、本請求をした株主

本書面には、代表請求人、奈良 彰治氏、奈良 百合子氏、およびエイシャント・ウエルフェア合同会社 代表 奈良 和樹氏（以下、これらの株主を総称して「請求人ら」といいます。）が、請求人として記載されています。請求人らは、あわせて総株主の議決権数の100分の3以上の議決権を6ヶ月前から引き続き有する株主であります。なお、代表請求人である、奈良 彰治氏は、当社の元代表取締役会長です。

2、本請求の内容

(1) 臨時株主総会の目的事項

取締役2名解任の件（解任対象取締役 代表取締役 姜 輝、取締役 彭 騫）
（本書面には、法律上明らかに総会の目的事項には該当しない記載がありますが、これについては省略致します。）

(2) 招集の理由（要旨）、議案・提案理由の要旨

(提案の理由)

本書面の記載によれば、解任対象取締役は、取締役として不適任であるので、取締役を解任するために株主総会を招集するとのことです。

(議案の要旨)

解任対象取締役を解任する。

(提案理由の要旨)

解任対象取締役は、武漢精測電子集団股份有限公司と利益相反取引をしている疑いがあることと取締役5名中中国出身の取締役が過半数以上の3名となったことから当社の上場企業としての経営独立性に疑義があり、取締役としての品格の上でも不適任である。

3、本請求への当社の対応方針

本請求の内容に対する当社の考え方及び対応の方針につきましては、まず解任請求されている取締役には何らの利益相反取引はなく、事実無根であり、又、当社の取締役は8名であり、当社の上場企業としての経営独立性は十分保たれています。又、取締役としての品格に欠けることはありません。請求人らの議案提案理由は、明らかな事実の誤認に加え、何ら根拠のない推測と害意に基づく個人に対する中傷、そして当社の信用を不当に毀損するものではありませんが、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

以上